

第3回市議会定例会

平成20年9月10日

環境部環境政策課

20東久環環発第44号

平成20年9月4日

東京都知事 石原 慎太郎 様

東久留米市長 野 崎 重 弥

イオン東久留米ショッピングセンター（仮称）建築事業に係る
環境影響評価書案への意見照会について（回答）

平成20年7月8日付、20環都影第133号にて意見照会のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

イオン東久留米ショッピングセンター（仮称）建築事業環境影響評価書案における当該事業に係る環境保全のための措置については、行政における各種関連計画に対する配慮及び各環境影響評価項目に対する個別的措置によって、基本的かつ総体的には評価すべき対応が行われているものと理解している。

次項では改めて個別環境影響評価項目の詳細について意見を列記し、周辺環境に対する特段の配慮措置を求めるものである。

なお、当該地域は、直近に学校施設が存在するという特質性があることに鑑み、学校児童に対する様々な安全対策等について、特段の配慮も求めるものである。

1 大気汚染について

- (1) 関連車両交通による周辺交差点の需要率について算定し、地点別交差点需要率及び車線別混雑度は、その限界値を下回る評価となっているが、周辺への影響を考慮し、開店後においても定期的に各種調査を行い、予想を超える交通量の増加及び、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の大気汚染の状況が確認された場合には、速やかにその対策に努めること。

2 騒音、振動について

- (1) 建設機械の稼働、工事用車両の道路交通に伴う騒音・振動については、環境基準を下回るとの評価であるが、さらに周辺への影響を考慮し、工事实施すること。
- (2) 駐車場利用車両の走行に伴う騒音については、環境基準を下回るとの評価であるが、走行速度、空ぶかし等の騒音、振動の原因となる要因も含め、十分な対応を図ること。
- (3) 開店後の営業時間は9時から23時の計画であり、来店車両が駐車場を利用することが可能な時間は8時30分から23時30分、また荷さばき車両の走行時間帯は4時から22時を計画しているとのことである。とりわけ早朝、夜間、深夜における走行は、騒音、振動等の低減を図るための対策を講ずること。
- (4) 関係車両の走行に伴う道路交通騒音については、予測地点によっては環境基準値を超過している。将来基礎交通予測値がすでに環境基準値を超過しているといった状況にあるにせよ、可能な対策を講ずるよう努力すること。
- (5) 騒音、振動対策の他、大気汚染、交通安全の面から、周辺住宅地域の生活道路への車両進入対策を講ずること。

3 水循環・緑・景観について

- (1) 工事においては、杭の本数、工法、配置等に十分配慮し、地下水の流れの方向や

流量を阻害しないこと。

- (2) 工事中も地下水位等の観測を実施し、結果等を公表すること。
- (3) 建築地内の井戸については、市が震災対策井戸として継続使用できるよう配慮すること。
- (4) 緑化については、「東京における自然の保護と回復に関する条例」及び「東久留米市のみどりに関する条例」における基準の遵守はもちろんのこと、積極的に緑化推進をすること。
- (5) 建物の色等の景観については、周辺が住宅であることも考慮し、十分に配慮すること。
- (6) 環境影響評価書案 P214 の7行目から9行目までにおいて、「市内には平成15年度データとして27か所の湧水地点が確認されており、平成2年、平成7年、平成12年の調査時に確認されている28地点と比べ1地点が減少している」との表現は、市が平成14年11月に湧水調査を実施し、湧水か所は年間を通じて一定量が目視確認でき、一定の群を1か所として計測する方法としたために27か所となったものであったことを指摘する。

4 廃棄物について

- (1) 掘削工事に伴う建設発生土の発生量については、68,380m³と想定し、うち約10,000m³を埋め戻し等へ利用し、場外への排出量をできる限り抑制する計画であるが、更なる発生量及び排出量の抑制に努めること。
- (2) 紙パック、食品トレイ等の資源は、店頭回収を行い、一部を再商品化するなどし、全量をリサイクルしているとのことであるが、引き続き店頭回収率の向上に努めること。
- (3) 開店後、店頭回収された資源については、廃棄物の減量、リサイクル推進の見地から100%資源化すること。
- (4) 工事に伴い発生する建設廃材については、排出抑制に努めると共に法令に基づき適切に処理（再利用）すること。
- (5) 開店後、施設から発生する廃棄物は約692t/年のうち、72.6%となる約502t/年が資源化され、最終的な処理・処分量は約189t/年程度になるとの予測であるが、更なる排出量の抑制、リサイクルの向上に努めること。

5 温室効果ガスについて

- (1) 施設にて使用するエネルギーは、電気、ガスが中心であるとのことであるが、太陽光発電装置についても導入し、温室効果ガスの発生抑制に努めること。

(2)「イオン温暖化防止宣言」について

- ①CO₂ 排出削減目標を2012年度に2006年度比で30%削減する「エコストア構想」について具体的な内容を示すこと。
- ②2012年度までに食品レジ袋から排出されるCO₂ をゼロにするレジ袋無料配布中止については、当店において率先して実施すること。

6 交通計画について

- (1) 低公害型、低床型の無料シャトルバスによる運行を検討すること。
- (2) 特に開店当初時における交通渋滞等の対応については、十分な対策をとり、周辺への影響に十分な配慮を行うこと。

7 その他

- (1) 施設の平面駐車場を中心に災害時における地域の防災活動に資する施設として位置づけ、防災活動についても市との連携を積極的に図ること。
- (2) 工事中、開店後においても苦情対応窓口を設け、きめ細やかな住民対応を行うと同時に、住民からの要望等については誠実に対応すること。
- (3) 工事開始及び開店後において、環境に関して特段の事案が発生した場合は、法令の有無にかかわらず適切な措置をとり、市に連絡すると共に市との協議には真摯に対応すること。